

新旧対照表

【預金口座取引一般規定】 第3条 お届け印

旧	新
1. 事業者のお客さま は当社と預金口座取引を開始する際に取りに使用する印（以下「お届け印」といいます）を届け出てください（2006年10月21日以降に新規口座開設申し込みされる個人のお客さまはお届け印の届け出は不要とします）。お届け印は一口座一登録とし、預金口座取引全てについて共通とさせていただきます。	1. 法人のお客さま は当社と預金口座取引を開始する際に取りに使用する印（以下「お届け印」といいます）を届け出てください（2006年10月21日以降に新規口座開設申し込みされる個人のお客さま、 および2018年11月29日以降に新規口座開設申し込みされる営業性個人のお客さま はお届け印の届け出は不要とします）。お届け印は一口座一登録とし、預金口座取引全てについて共通とさせていただきます。
3. 印章を紛失した場合、または 事業者のお客さま で改印される場合は直ちに当社カスタマーセンターへ通知するとともに、書面による当社所定の手続きを行ってください。	3. 印章を紛失した場合、または 法人のお客さま で改印される場合は直ちに当社カスタマーセンターへ通知するとともに、書面による当社所定の手続きを行ってください。

【預金口座取引一般規定】 第21条 届出事項の変更など

旧	新
1. 氏名または 事業者のお客さま でお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きに基づき書面により届け出てください。	1. 氏名または 法人のお客さま でお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きに基づき書面により届け出てください。
2. 住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、（法人の場合のみ）実質的支配者など、当社への届出事項（氏名、 お届け印 以外）に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きを行ってください。	2. 住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、（法人の場合のみ）実質的支配者など、当社への届出事項（氏名、 法人のお客さまのお届け印 以外）に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きを行ってください。

新旧対照表

【普通預金規定】 第2条 預金の払い戻し

旧	新
3. 本店窓口で払い戻す場合は、払戻請求書に押捺された印影とあらかじめ届け出の印影とが一致した場合、または 個人のお客さま で当社所定の本人確認方法により本人と相違ないと認めた場合に限り取り扱います。	3. 本店窓口で払い戻す場合は、払戻請求書に押捺された印影とあらかじめ届け出の印影とが一致した場合、または 個人および営業性個人のお客さま で当社所定の本人確認方法により本人と相違ないと認めた場合に限り取り扱います。

【普通預金規定】 第6条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

旧	新
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、お届け印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。	2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください（法人のお客さまは、お届け印を押印のうえご提出ください）。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

新旧対照表

【ネット定期預金規定】 第6条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

旧	新
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、お届け印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。	2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください（法人のお客さまは、お届け印を押印のうえご提出ください）。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

【大口定期預金規定】 第4条 契約の成立

旧	新
1. お客さまは、前条第3項に定める金利提示の時から提示日の午後3時までの間に、以下に定める書面をファクシミリにて当社に送信するものとします。 個人のお客さま（BUSINESS ACCOUNT 口座もしくはSOHO ACCOUNT 口座をお持ちの個人（以下、「営業性個人」という）に該当するお客さまを除きます）： a. 当社が別途指定する本人確認の証明書類 b. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書 法人または営業性個人に該当するお客さま： a. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書	1. お客さまは、前条第3項に定める金利提示の時から提示日の午後3時までの間に、以下に定める書面をファクシミリにて当社に送信するものとします。 個人および営業性個人のお客さま： a. 当社が別途指定する本人確認の証明書類 b. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書 法人のお客さま： a. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書
2. 法人または営業性個人に該当するお客さまは、前項に定めるファクシミリ送信から1週間以内に送信した普通預金払戻請求書の原本を当社に送付するものとします。	2. 法人のお客さまは、前項に定めるファクシミリ送信から1週間以内に送信した普通預金払戻請求書の原本を当社に送付するものとします。

新旧対照表

【大口定期預金規定】 第9条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

旧	新
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください（法人または営業性個人に該当するお客さまは、お届け印を押印のうえご提出ください）。ただし、当該大口定期預金で担保される債務がある場合には、お客さまによる充當の順序方法の指定にかかわらず、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から先に相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充當の順序方法の指定のない場合には、当社の指定する充當の順序方法により充當いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充當の順序方法を指定することができるものとします。	2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください（法人のお客さまは、お届け印を押印のうえご提出ください）。ただし、当該大口定期預金で担保される債務がある場合には、お客さまによる充當の順序方法の指定にかかわらず、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から先に相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充當の順序方法の指定のない場合には、当社の指定する充當の順序方法により充當いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充當の順序方法を指定することができるものとします。

【メール定期預金規定】 第6条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

旧	新
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、お届け印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。	2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

新旧対照表

【BUSINESS ACCOUNT規定】 第5条 届出事項の変更など

旧	新
1. 氏名、 代表者名、お届け印 に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。	1. 氏名、 法人のお客さまの代表者名およびお届け印 に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。
2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者等、当社への届出事項（氏名、 代表者名、お届け印 以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。	2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者等、当社への届出事項（氏名、 法人のお客さまの代表者名およびお届け印 以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。

【SOHO ACCOUNT規定】 第5条 届出事項の変更など

旧	新
1. 氏名、 代表者名、お届け印 に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。	1. 氏名、 法人のお客さまの代表者名およびお届け印 に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。
2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者等、当社への届出事項（氏名、 代表者名、お届け印 以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。	2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者等、当社への届出事項（氏名、 法人のお客さまの代表者名およびお届け印 以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。

【ビジネスローン規定】 第22条（届出事項の変更）

旧	新
1. お客さまは、氏名、 代表者名、お届け印 、住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに預金口座取引一般規定およびBUSINESS ACCOUNT 規定に定める方法で届け出るものとします。	1. お客さまは、氏名、 法人のお客さまの代表者名およびお届け印 、住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに預金口座取引一般規定およびBUSINESS ACCOUNT 規定に定める方法で届け出るものとします。